



2026年5月14日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社  
代表者 代表取締役会長 兼 社長 押味 至一  
(コード番号 1812 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先 総務管理本部総務部長 大岩 男也  
(TEL. 03-5544-1111 (代表))

### 定款の一部変更について

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の当社第129期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 当社は、公正で透明性のある企業活動を実現することを基本的な方針として、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。今般、権限移譲を通じた意思決定・業務執行の迅速化、取締役会における経営方針や戦略に関する議論の充実及び取締役会の監督機能の強化等により、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を従来の株主総会の決議に加え、取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第34条として新設し、あわせて関連する規定の削除（現行第7条及び現行第38条）・修正（変更案第35条）を行うものであります。
- (3) 最適な経営体制を機動的に構築可能とするため、代表取締役だけでなく執行役員からも社長を選定できるようにすることとし、変更案第21条第2項として新設するとともに、この変更に伴い、執行役員を選定方法及び役割を明確にするため、変更案第27条として執行役員に関する規定の新設等を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月26日（金）（予定）

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要ある場合に、取締役社長がこれを招集する。 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要ある場合に、取締役社長がこれを招集する。 取締役社長が不在又は事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。 取締役社長が不在又は事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は 13 名以内とする。 (新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第 20 条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は 14 名以内とする。 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会で選任する。</u> 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第22条</u> 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>取締役会はその決議によって取締役会長、<u>取締役社長各 1 名</u>、取締役副会長若干名を定めることができる。</p> <p><u>取締役社長</u>は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>(取締役会)  <u>第23条</u> 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。  <u>取締役社長に事故があるときは</u>、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第24条～第26条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)  <u>第27条</u> <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)  <u>第28条</u> <u>監査役は株主総会で選任する。</u>  <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付役員等)  <u>第21条</u> 取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。  <u>取締役会はその決議によって代表取締役又は執行役員のうち1名を社長とする。</u>  <u>取締役会はその決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>  <u>の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名を定めることができる。</u>  社長は取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>(取締役会の招集及び通知)  <u>第22条</u> 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その通知は各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。  <u>取締役社長が不在又は事故があるときは</u>、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)  <u>第23条</u> <u>当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p><u>第24条～第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(執行役員)  <u>第27条</u> <u>取締役会はその決議によって執行役員を定め当社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第29条</u> <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第30条</u> <u>監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会)</u></p>	
<p><u>第31条</u> <u>監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p><u>第32条</u> <u>監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>	
<p><u>第33条</u> <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第28条</u> <u>監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第29条</u> <u>監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条</u> <u>監査等委員会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>37</u>条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第<u>34</u>条 <u>当社は剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第<u>35</u>条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。 <u>当社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>前 2 項のほか当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p>

以 上